

信義則に基づく既払金の返還が認められなかった事例

【文献種別】 判決／東京高等裁判所

【裁判年月日】 令和5年9月28日

【事件番号】 令和4年（ネ）第4314号

【事件名】 債務不存在確認、立替金等支払反訴、各保証債務履行、立替金等支払反訴、保証債務履行請求控訴事件

【裁判結果】 控訴棄却

【参照法令】 民法（平成29年法律44号による改正前のもの）1条2項・90条・93条・94条・95条、
割賦販売法35条の3の10第1項・35条の3の13第1項・35条の3の19第1項・
35条の3の60第2項1号

【掲載誌】 金判1689号8頁

◆ LEX/DB 文献番号 25599059

明治大学教授 都筑満雄

事実の概要

1 Aはゴルフスイングを撮影し、ホームページで解析を行うソフト（以下、「本件ソフト」とする）を販売していた。本件ソフトの購入者層であるゴルフ関連事業者の多くが自己のホームページを開設していなかったため、Aは本件ソフトの販売とホームページの制作とを抱き合わせて、ホームページの制作を実質無償で行うこととした。Xらはいずれもゴルフレッスン等のゴルフに関連する事業を営む個人事業主または会社である。AはXらに対して、無料でホームページを作成することができるとして、その作成および管理をAに委任するよう勧誘した。その際、Aは別途AとXらとの間でXらのホームページ等でAの広告を掲載する契約を締結し、委任の月額料金と同額の広告料を毎月支払うため、Xらに実質的な負担は生じないと説明した。また、個別信用購入あっせんを利用したいが、ホームページの作成・管理を対象とすることはできないため、形式上、本件ソフトを目的物とするとして説明した。そして、AとXらは、本件ソフトの売買契約（以下、「本件売買契約」とする）を締結したと同日に、広告契約（以下、「本件広告契約」とする）を締結した。本件広告契約においては、毎月の対価の金額は基本的に立替払契約（以下、「本件立替払契約」とする）の毎月の支払額と同額に設定されていた。

他方で、信販会社YはXらとの間で本件売買契

約に係る本件立替払契約を締結し、その加盟店であるA、Xら、Yにおいて個別信用購入あっせんが成立した。Yによる本件立替払契約の締結のための審査に際しては、Aが作成した同申込書兼契約書に基づいて同記載と相違ないかYがXらに電話で問い掛けて意思確認が行われた。Xらは、基本的にはAの指示に従い、Yの意思確認の質問に対しすべて「はい。」と回答した。なお、Xらの申込書兼契約書にはいずれにおいても、ソフトの使用目的として「自家用」および「営業用」のうち後者に丸印が付され、使用場所として「ゴルフ練習場」、「ゴルフスクール」等と記入されていた。

平成29年2月末日、Aは本件広告契約に基づく広告料の支払いを停止し、これにより、Xらは本件立替払契約に基づくYに対する支払いを遅滞した。その後、Aは、平成29年7月、東京地裁から破産手続開始の決定を受けた。他方で、Yは平成28年6月ごろにAとの加盟店契約を解除している。そこで、Xらは、割賦販売法（以下、「割賦法」または「法」とする）の適用があることを前提に、Aによる不実な告知があったから35条の3の13第1項に基づき本件立替払契約を取り消したなどと主張して、Yに対し、不当利得に基づき支払済みの代金の一部および法定利息の支払いを求めた。これに対し、Yは、反訴として、Xらに対し、個別信用購入あっせんに基づき、残金および約定の遅延損害金の支払いを求めた。

2 原判決は、Xらの請求を棄却し、Yの請求

を認容した。「法 35 条の 3 の 60 第 2 項 1 号にいう『営業のために若しくは営業として』とは、営利の目的をもって、かつ、事業のために又は事業の一環としてされたものをいうと解される。そして、営利の目的をもって、かつ、事業のために又は事業の一環としてされたものか否かを判断するに当たっては、購入者の内心の意図によるのではなく、当該取引の内容や実態等に照らし客観的に判断するのが相当である。」(①)とし、本件事案では、Xらは営業のために本件立替払契約を締結したといえ、法第 3 章の適用はないとした。

次に、個別信用購入あっせんにおいて売買契約と立替払契約とは別個の契約であり、法 35 条の 3 の 19 第 1 項は購入者保護の観点から抗弁の接続を新たに認められたものにほかならないとする（最判平 2・2・20 判時 1354 号 76 頁（以下、「平成 2 年最判」とする）参照）(②)。そのうえで、売買契約に無効・取消事由があっても、法による抗弁の接続が認められない場合にあっては、売買契約と一体的に立替払契約についてもその効力を覆滅することを信義則上相当とする特段の事情があるときでない限り、立替払契約を無効または取り消しうるとする余地はないとし（最判平 23・10・25 民集 65 卷 7 号 3114 頁（以下、「平成 23 年最判」とする）参照）(③)、本件においてはこうした特段の事情は認められないとした。そして、以上から、XらはYに対し本件立替払契約に基づく立替金債務を免れず、支払済みの代金の返還を請求しえないとした。Xら控訴。

判決の要旨

控訴棄却。本判決は原判決の判旨①を引用したうえで、本件ソフトと営業内容との関連性について、Xらはいずれもゴルフに関連する事業を営む個人事業主または会社であるから、本件ソフトの使用状況や保管場所を考慮しても、Xらの営業内容と本件ソフトとの関連性が認められるとする。他方で、Xらが「営業のために」の判断において考慮すべきとするAの勧誘態様の悪質性やXらの取引の習熟度については、『『営業のために若しくは営業として』という割販法 35 条の 3 の 60 第 2 項 1 号の文言に照らし、これらの事情を考慮して要件判断することが予定されているとは解し難い。』とする。したがって、本件売買契約はXら

が営業のために締結したものと認められるから、本件立替払契約には法第 3 章の規定は適用されないとした。

次に、原判決の判旨②部分を引用したうえで、続く判旨③部分を次のように修正する。購入者が販売業者に対して売買契約に関する抗弁権を有する場合であっても、法 35 条の 3 の 19 に基づく抗弁権の接続が認められない場合には、(1) 販売業者とあっせん業者との関係、(2) 販売業者の立替払契約締結手続への関与の内容および程度、(3) 販売業者の不当な勧誘行為についてのあっせん業者の認識の有無および程度等に照らし、販売業者による不当な勧誘行為の結果をあっせん業者に帰せしめることを信義則上相当とする特段の事情があるときでない限り、購入者が売買契約上生じている事由をもってあっせん業者の履行請求を拒むことはできず、また、購入者とあっせん業者との間の立替払契約が無効となる余地はないと解するのが相当である（平成 23 年最判参照）。そのうえで、本件では (1)(2)(3) のいずれについても特別な事情が認められず、特段の事情があるということではできないとした。

判例の解説

一 営業のためにもしくは営業として締結する契約

XらはAとの取引に関わって被害を訴える多くの者の一部であり、本判決はAとの取引にまつる諸判決の一つである。本判決の重要な論点の一つが、本件立替払契約が法第 3 章の適用が除外される 35 条の 3 の 60 第 2 項 1 号の「営業のためにもしくは営業として」締結する契約にあたるかである。割販法は消費者保護を目的とする法律であるため、これにあたる場合には本法律を適用しないのである。この「営業のために」とは、割賦販売がその相手方にとって営利の目的をもってかつ事業のためにまたは事業の一環として行われることを意味し、営利目的も事業性も内心の意図によってではなく客観的に判断されるべきである。また、法人ではなく個人であっても個人事業主の立場で商品を購入する場合には、これに該当するとされる¹⁾。他方で、営利目的で事業を営んでいる法人あるいは個人だから必ずこの「営業のために」にあたるわけではなく、その営業に関連した

取引である必要がある²⁾。たとえ形式的には事業者の名義で契約をしていても自家消費の目的で商品を購入した場合にはこの「営業のために」に該当しないことはもちろんである。なお、特定商取引法 26 条 1 項 1 号等にも同一の文言の規定があり、同様の解釈がなされている。

裁判例は特商法 26 条 1 項 1 号に関するものが多く（公判裁判例も同条に関するものが中心である）、「営業のために」にあたらなかつたものも少なからずある。他方で、本判決のように法 35 条の 3 の 60 第 2 項 1 号に関するものも少なくない（近時の裁判例として、A との取引に関わる東京地判令 4・9・30（公判物未登載、LEX/DB25594335）、東京地判令 4・12・8（公判物未登載、LEX/DB25608486）、東京地判令 5・3・8（公判物未登載、LEX/DB25608731）などに加えて、東京地判令 31・3・1（公判物未登載、LEX/DB25559840）、東京地判令 3・5・26（公判物未登載、LEX/DB25589254）などがあり、これらはいずれも「営業のために」にあたるか否かの判断にあたり主として当該事業者の本来の営業と当該取引との関連性が問題とされている。そして、その際には、事業者の行っている事業（肩書）、購入の際の名義、その支払いが経費となっていることなどの形式的側面に加えて、事業の内容・実態さらには事業規模、また、購入した商品の使用目的、使用状況、設置場所といった当該取引の実体的側面も考慮されている（その旨を判示するものとして、大阪地判令 24・7・27 判タ 1398 号 159 頁や東京地判令 31・3・1）。ところで、近時においては、法第 3 章の規定は取引に際して割賦販売業者に対し義務を課するものを含み、「営業のために」にあたるか否かの判断は取引時点において判断可能な契約主体や契約内容等の客観的要素をもって行うことが予定されているのであるから、この時点で明確に判断することが困難な売主らの勧誘行為の悪質性および購入者らの同種取引に関する習熟度等の個別具体的な事情は考慮要素ではないとする一部裁判例も現れている（東京地判令 4・9・30、東京地判令 5・3・8 など）。これに対し、勧誘行為の悪質性については、「営業のために」との外観をことさらに作出しようとした点を指摘するなど、これを考慮したと見うる裁判例もある（名古屋高判平 19・11・19 判時 2010

号 74 頁）。他方で、「営業のために」にあたるか否かの判断において同種取引に関する習熟度を考慮したと見うる裁判例は見いだされない。しかしながら、これら個別の事情の考慮要素としての適否はさておき、取引時点において明確に判断しうる客観的事情を考慮すべきで、そうでない個別具体的な事情は考慮すべきでないとする一般論を強調することは、形式的側面に加えて取引の実体的側面も考慮する従来の裁判例の傾向に反する恐れもある。

本判決は、法 35 条の 3 の 60 第 2 項 1 号の文言から勧誘態様の悪質性や取引の習熟度を考慮することが予定されているとは解しがたいとして、これら事情の考慮を否定している。他方において、近時の一部裁判例とは異なり、このことを導くにあたり、取引時点において明確に判断可能な客観的事情のみを考慮要素とするとの一般論には触れていない。むしろ、X らの営業内容と本件ソフトとの関連性を中心的に判断しながら、（X らの主張を受けたものとはいえ）本件ソフトの使用状況や保管場所についても考慮し、また、X らの事業規模についても考慮要素として否定はしない。このことから、本判決は、客観的判断を強調して考慮要素を限定するかのごとき一部裁判例に与せず、取引の実体的側面も考慮する従来の裁判例の判断枠組みによつたものと位置づけられる。

二 信義則上立替払契約が無効となる場合

本判決のもう一つの重要な論点が、本件において立替払契約が信義則上無効となるかである。本来、本件取引のような個別信用購入あっせんにおいても売買契約と立替払契約は別個の契約であることが原則である。しかし、割賦法はいわゆる抗弁の接続として売買契約で生じた事由を対抗して立替払契約での未払金の支払いを拒絶することを認め（法 35 条の 3 の 19）、その後さらに、訪問販売などの特商法 5 類型による売買契約に関する個別信用購入あっせんにおいて、売主が売買契約に関する不実の告知または不告知を行った場合などの限られた場合においてであるが、立替払契約の取消しによる既払金の返還も認めている（法 35 条の 3 の 13 など）。この既払金の返還という重い損失の負担を個別信用購入あっせん業者が負わされる理由として、あっせん業者が売主に立替払契約締結の媒介行為を行わせており、両者の間に契

約締結過程において密接な牽連関係が認められること、そのため、あっせん業者は、売主との間の継続的な取引関係を通じて売主が不当な勧誘行為を行っていないか、調査することが可能であることなどが挙げられている³⁾。そして、立替払契約の取消しにより、あっせん業者は、購入者に対し既払金の返還をする一方で、売主に対し支払った立替金の返還を求める（買主に対する同返還請求を禁じられる）という清算関係に置かれることになる。このことは、あっせん業者は売主の倒産等（ほとんどの場合である）による回収不能のリスクを負わされることを意味する。

しかし、抗弁の接続も既払金の返還も、これらを定める割販法の諸規定が適用されない取引には原則として認められない。これら規定は、法が購入者保護の観点から新たに認めたものに他ならないからである（抗弁の接続について、平成2年最判）。本判決が引用する平成23年最判は、この創設的規定説によったうえで、売買契約が公序良俗に反し無効とされる場合であっても、特段の事情のない限り、別個の契約である立替払契約は無効にならないとして既払金の返還を否定した。他方で、同判決は、販売業者とあっせん業者とが近しいか、あっせん業者が立替払契約締結手続を売主に委ね切っているか、あっせん業者が売主の公序良俗違反行為について認識しているか、といった事情を考慮して、売主の公序良俗違反行為の結果をあっせん業者に帰せしめ、売買契約と一体的に立替払契約についてもその効力を否定することが信義則上相当な場合もありうるとして無効となる余地も認めている。売主の行為により買主が被った損失についての責任を顧客ではなくあっせん業者に負わせること、つまり既払金を返還させることは、最終的に上記のように回収不能のリスクをあっせん業者に負担させるに至るところ、このリスク転嫁を正当化するに値するこうした個別信用購入あっせんにおける特段の事情が求められているのであろう⁴⁾。なお、支払拒絶の抗弁を扱った平成2年最判も、売主の行為の結果をあっせん業者に帰せしめるのを信義則上相当とする特段の事情がある場合には、買主があっせん業者の履行請求を拒みうる余地があるとの類似した構成を示していた。

平成23年最判が示していた特段の事情を認めた判決は今日までに見いだされないところ、本判

決はこれら否定例に一事例を加えるものである。ところで、平成23年最判は特段の事情がある場合には売買契約と一体的に立替払契約もその効力を否定しうる（無効）とし、同判決に依拠する本判決の原判決を含む多くの裁判例も、特段の事情がある場合には売買と一体的に立替払もその効力を覆滅される（無効または取り消される）として、同様の消滅の伝播による構成を採用していた。これに対し、本判決はこの点に関する原判決の判示を修正してまで次の構成を示している。すなわち、本判決は、売主による不当な勧誘行為があった場合を対象にして、特段の事情があれば、売買契約上の事由をもって立替払契約の履行を拒絶し、また、立替払契約が無効となりうるとして、平成2年最判の履行拒絶のルールを接合する構成を示している。これによると、売主の不当勧誘行為による場合に限定してではあれ、①売買契約の消滅による立替払契約の消滅という消滅の伝播だけでなく、②売買契約の消滅による立替払契約の履行拒絶および③売買契約の履行拒絶抗弁による立替払契約の履行拒絶も認められることになろう。本判決は否定例の中でも平成23年最判に平成2年最判を接合する構成を示す数少ない裁判例（東京地判令4・10・7（公刊物未登載、LEX/DB25598738））に一事例を加えるものである。

また、平成23年最判が売買の公序良俗違反無効の場合について判示するものであったのに対し、本判決はより広く売主の不当勧誘行為の場合について判示するものであり、そのような裁判例（東京地判令4・10・7）に一事例を加えるものでもある。

●注

- 1) 経済産業省商務情報政策局取引信用課編『平成20年版・割賦販売法の解説』（日本クレジット協会、2009年）83頁参照。
- 2) 後藤巻則＝齋藤雅弘＝池本誠司『条解消費者三法〔第2版〕』（弘文堂、2021年）1894頁〔池本誠司〕参照。
- 3) 経済産業省商務情報政策局取引信用課・前掲注1）221頁以下参照。
- 4) 平成23年最判の示した例外ルールは、より一般的な法理である複合契約論に対して、リスクの転嫁をもたらす個別信用購入あっせんにおける特別なルールであるとのその位置づけについて、拙著『複合契約の法理』（日本評論社、2023年）277頁以下参照。